

軽度者への福祉用具の例外給付について

令和6年2月改訂版

富士見市高齢者福祉課

軽度者への福祉用具の例外給付について、下記のとおり取扱い方針をまとめましたので、適切な事務処理を行っていただきますようお願いいたします。

1 基本的な考え方

要支援1・要支援2及び要介護1と認定された者（以下「軽度者」という。）に係る福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい一部の福祉用具（以下「対象外種目」という）は原則として算定できません。また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については、要介護3以下と認定された者に対して原則的に算定できません。

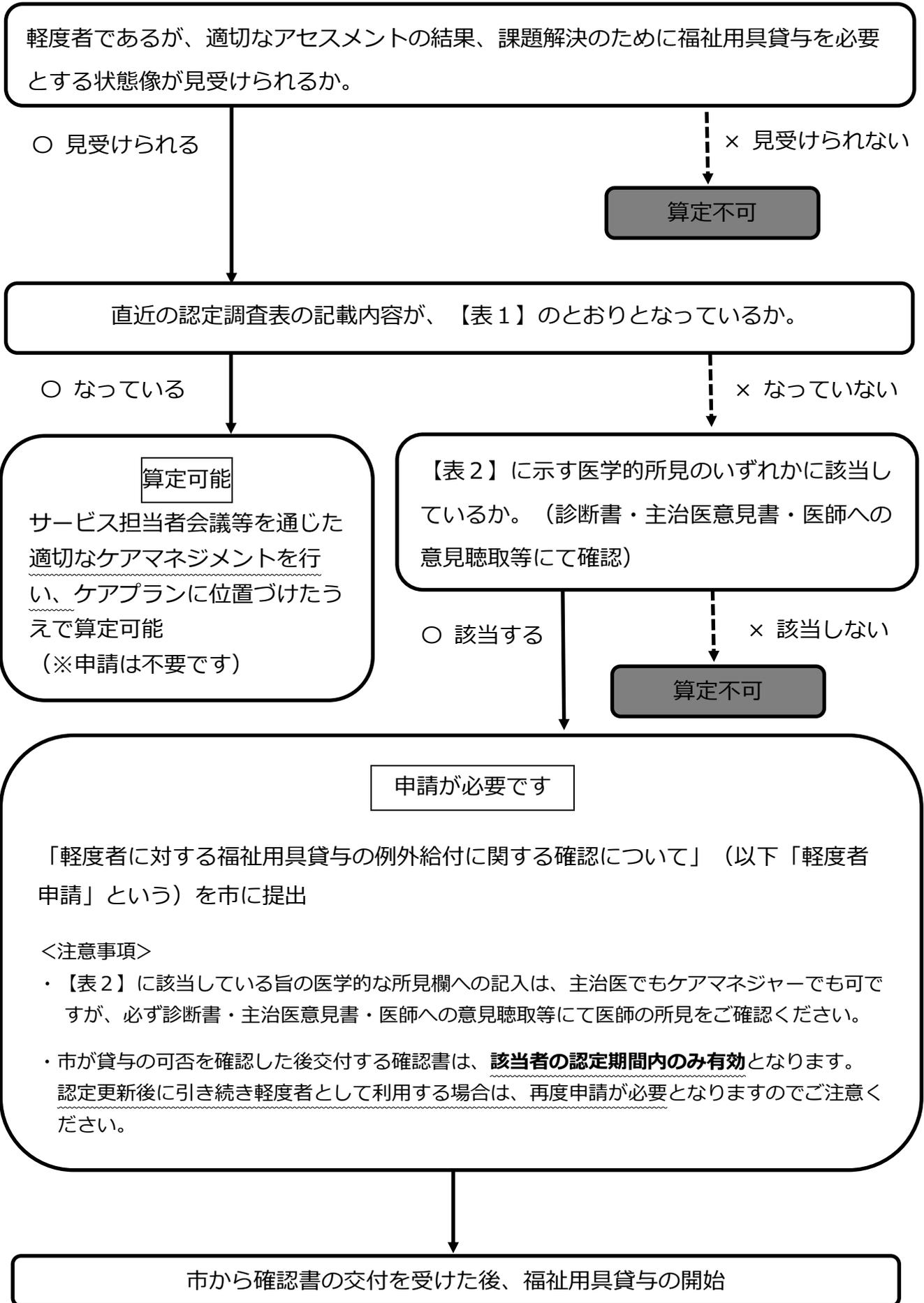
しかし、対象外種目であっても、一定の状態にある方については例外給付として保険給付による福祉用具貸与を行うことができます。

対象外種目	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす及び車いす付属品	×	○	○
特殊寝台及び特殊寝台付属品			
床ずれ防止用具及び体位変換器			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト（つり具部分を除く）			
自動排泄処理装置	×	×	○
	※尿のみを吸引するものは利用可	※尿のみを吸引するものは利用可	

2 例外給付の考え方

軽度者への例外給付は、あくまで例外的措置であるという原則をもとに、適切な手順により利用者の状態および当該福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントに基づき給付を行う必要があります。なお、福祉用具の安易な使用は、利用者の自立をかえって阻害する恐れもあるため、十分な検討を行ってください。

3 例外給付までの手順（下記のフローチャートでご確認ください）



【表1】 例外的に貸与が認められる認定調査表の記載内容

対象外種目	認定調査表の記載内容
ア 車いす及び 車いす付属品	基本調査1-7「3. できない」
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	基本調査1-4「3. できない」 基本調査1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	基本調査1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	基本調査3-1「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「できない」 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「ない」以外 基本調査2-2「4. 全介助」以外 *その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
オ 移動用リフト(つ り具部分を除く)	基本調査1-8「3. できない」 基本調査2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
カ 自動排泄処理装置	基本調査2-6「4. 全介助」 基本調査2-1「4. 全介助」

【表2】 医学的所見

i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に【表3】の状態像に該当する者
ii	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに【表3】の状態像に該当するに至ることが確実に認められる者
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から【表3】の状態像に該当すると判断できる者

【表3】 例外的に貸与が認められる状態像

対象外種目	状態像
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に歩行が困難な者 ②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に起き上がりが困難な者 ②日常的に寝返りが困難な者
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 ①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 ②移動において全介助を必要としない者
オ 移動用リフト(つ り具部分を除く)	次のいずれかに該当する者 ①日常的に立ち上がりが困難な者 ②移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 ③生活環境において段差の解消が必要と認められる者
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 ①排便が全介助を必要とする者 ②移乗が全介助を必要とする者

4 その他

①具体的な算定要件や対応については、「介護報酬解釈通知」「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」等で確認してください。

②【表3】の下線項目(ア②、オ③)について、主治医から得た情報をもとに、それらの状態像に該当すると判断できた場合、軽度者申請のかわりに、担当者会議の写しの提出でも貸与可能とします。ただしサービス担当者会議においては、地域包括支援センターの担当職員が必ず出席し、福祉用具専門相談員、ケアマネジャー等とともに福祉用具の必要性について判断を行ってください。この場合、市への確認申請は必要ありませんので、担当者会議の写しを提出してください。

(軽度者申請を行う場合は、担当者会議への包括職員の出席は必須ではありません。)